

沖縄県議会議員選挙

投票日は6月10日(日)です

★投票時間 午前7時から午後8時まで★

■ 浦添市で投票できる人

平成24年3月1日までに転入届出をした方(現住者含む)で、引き続き住所を有し、平成4年6月11日までに生まれた方です。

平成24年3月2日以降に県内の他市町村から浦添市へ転入届出した方は、浦添市で投票できません。前住所の市町村の選挙人名簿に登録されていれば、その市町村で投票できます。その際は浦添市の居住証明書(住民票の写し等)が必要です。詳しくは、前住所の選挙管理委員会へお問い合わせください。

■ 期日前投票

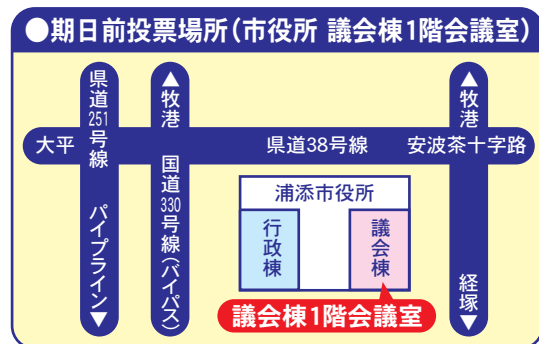
投票日に投票所に行けない方、負傷・出産・身体障がいなどで歩行困難な方は、前もって期日前投票をすることができます。

期間：6月2日(土)～6月9日(土)

※告示の日翌日から投票日の前日まで

時間：午前8時30分～午後8時

場所：浦添市選挙管理委員会(浦添市役所 議会棟1階)



■ 不在者投票

仕事や旅行などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。事前に手続きが必要ですので浦添市選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

※指定を受けた病院、施設等に入所中の方は、その病院等の管理者に申し出て不在者投票をすることができます。詳しくは浦添市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

■ 郵便等投票

介護保険法上の要介護5、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、障がいの程度が要件に当たる方は、自宅で郵便による不在者投票ができます。

※障がいの度合いによっては該当しない場合もありますので、詳しくは浦添市選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

■ 代理投票

字の読み書きができないため投票用紙に候補者の氏名が書けない方は、投票所で係員が代筆します。投票の秘密は守られますので安心してお申し出ください。

■ 投票所入場券

投票日当日、または期日前投票を行う際にご持参ください。

大事な投票、忘れずに!



問い合わせ 浦添市選挙管理委員会事務局 直通 ☎851-5058 代表 ☎876-1234(内線7161・7164)

平成23年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を公表します

問い合わせ 浦添市市政情報センター (市役所8階 総務部文書課内) ☎876-1234(内線2016)

浦添市情報公開条例第29条および浦添市個人情報保護条例第46条の規定により、平成23年度の両制度の運用状況について、公表します。

公文書公開実施機関別処理状況(表1) 平成23年度分:平成24年3月末現在

実施機関	請求件数	決 定				取下げ	未決定	不服申立て
		公 開	一部公開	非公開	不存在			
市 長	204	106	82	0	8	5	3	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	6	5	1	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	4	0	3	0	0	0	1	0
合 計	214	111	86	0	8	5	4	0

公開制度を利用した市長等の実施機関への公開請求およびこれに対する決定などは、「公文書公開実施機関別処理状況」の表1のとおりです。

公文書公開請求の一部を挙げると、次のとおりです。

①平成〇年〇月〇日〇時頃、浦添市〇〇の〇〇前での事故。〇〇病院へ搬送時の詳しい状況の分かる文書(一部公開)

個人情報保護制度を利用した市長等の実施機関への開示請求およびこれに対する決定などは、「個人情報開示等実施機関別処理状況」の表2のとおりです。

自己情報開示請求の一部を挙げると次のとおりです。

①障害程度区分決定に係る資料(調査票、医師の意見等)(全部開示)

②平成〇年〇月〇日から請求月まで、市民課で発行された私の証明書等一切の文書(不存在による請求拒否)

③平成23年度浦添市職員採用候補者選定試験の得点および順位(上級土木技術職)第一次試験結果および第二次試験結果(プレゼンテーション試験を含む)。(全部開示)

②浦添市牧港〇丁目〇番の土地の固定資産税路線価(全部公開)

③土地利用計画平面図 開発〇年〇月〇日 第〇号(全部公開)

④平成21・22年度に路線認定・変更・廃止された市道の一覧および位置情報(全部公開)

⑤建築計画概要書 〇年〇月〇日 第〇号(全部公開)があります。

個人情報開示等実施機関別処理状況(表2) 平成23年度分:平成24年3月末現在

実施機関	請求件数	決 定				訂正請求	削除請求	中止請求	取下げ
		開 示	一部開示	不開示	不存在				
市 長	20	16	0	0	2	0	0	0	2
教育委員会	7	5	0	0	2	0	0	0	0
消 防 長	3	2	0	0	0	0	0	0	1
合 計	30	23	0	0	4	0	0	0	3

部開示)があります。これら両制度に設けられている、救済制度による「不服申立て」は、平成23年度は1件ありました。

- 「情報公開制度」とは、市が保有している公文書を見たいときに、誰でも公開の請求をすることができる権利を保障する制度です。
- 「個人情報保護制度」とは、市が保有している個人情報を適正に取り扱うためのルールを定め、自己に関する情報を見たり、訂正などを請求する権利を保障する制度です。
- 市政情報センターは、両制度に関する案内、相談、受付等を行うほか、市の刊行物や各種資料を備えており、どなたでも自由に閲覧できます。

コピーサービス(1枚につき10円)も行っておりますので、どうぞご利用ください。また、ホームページに両制度の条例と内容について掲載していますのでご覧ください。

